

島大医総第570号
令和6年11月12日

各医療機関代表者 殿

島根大学医学部附属病院
(医師派遣検討委員会委員長)
病院長 椎 名 浩 昭

医師の時間外労働上限規制（医師の働き方改革）についてのお願い

ご承知のとおり、医師の働き方改革として、令和6年4月より労働基準法による医師の時間外労働の上限規制が開始となりました。

この規制開始に伴い、医師は自院での時間外労働だけではなく兼業を行う派遣先医療機関での労働時間を通算した上限の規制が行われるため、本院医師も従来通りの派遣が困難となる可能性があります。

とりわけ長時間労働になることの多い宿日直業務の派遣については、所轄労働基準監督署からの宿日直許可を派遣先医療機関として受けておられるかどうかで大きく事情が異なってきます。労働基準監督署の許可がない宿日直勤務は、従事時間全てを時間外労働として取り扱われるだけではなく、勤務間インターバル又は代償休息の対象となり、貴院や医師を派遣する本院の診療に大きな影響を及ぼす可能性があります。

つきましては、本院への宿日直業務にかかる医師派遣要請について、宿日直許可のない医療機関におきましては、地域医療を支えるためにも可能な限り宿日直許可の申請をご検討いただきますようお願い致します。

また、宿日直許可を取得されている医療機関におかれましても、今一度、許可内容と本院医師への要請内容が合致しているかどうかを考慮のうえ、要請内容をご検討ください。

なお、本院も可能な限り善処いたしますが、前述の宿日直許可の有無等による上限規制への影響により、本院医師の派遣を制限もしくは断念せざるを得なくなる可能性があることについてご了承ください。